

広報

# とくち

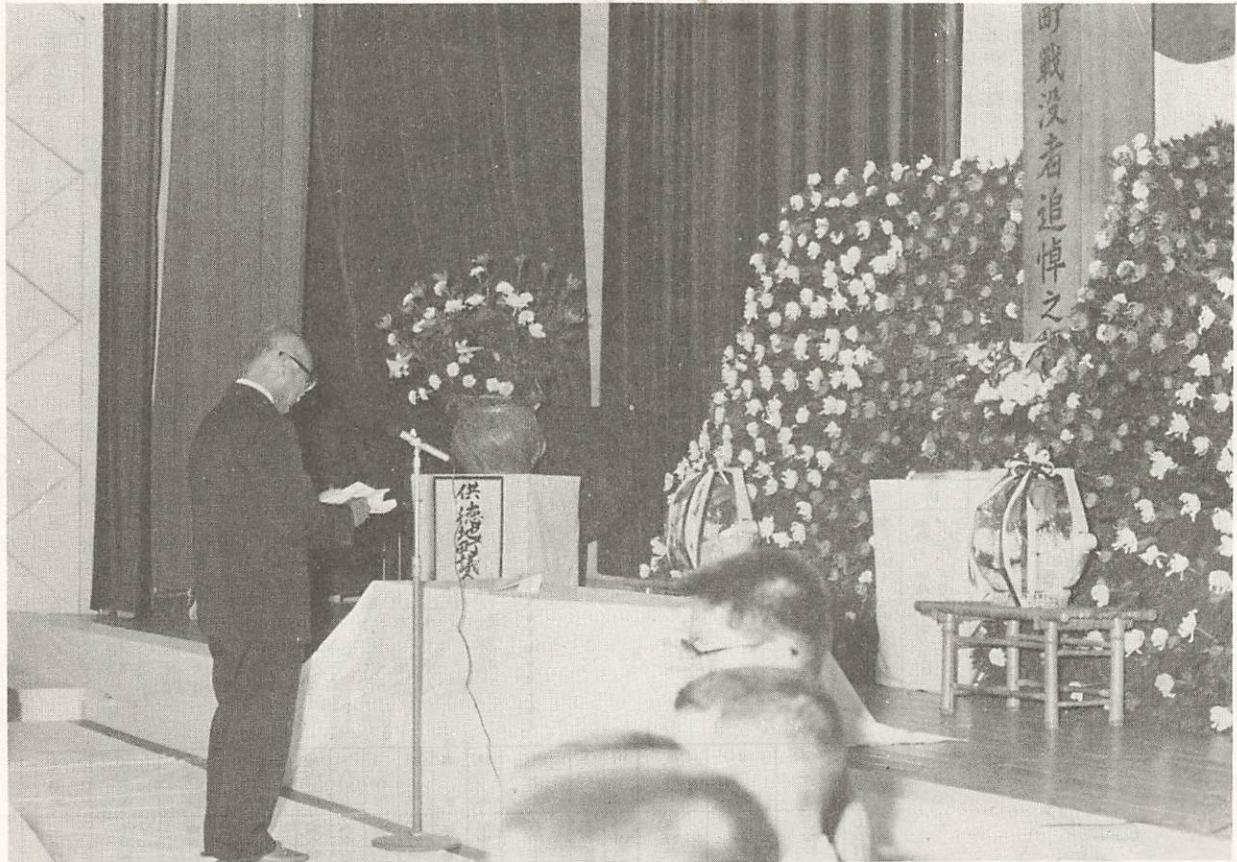
No. 248

1976 6 / 5

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷



△追悼式会場

▽演芸の一コマ



## "しめやかに追悼式"挙行

昭和五十一年度徳地町戦没者追悼式が五月二十日姫中学校講堂に多数の来賓とご遺族四百余名参列して、厳しうくにも盛大に行われました。菊の花で飾られた祭壇の中央に「追悼之標」が安置され自衛隊音楽隊の演奏するなかで、各戦役で散華された七〇五柱の英靈に町長、来賓が追悼のことばをのべられ続いて参列者代表により、百合の花を献げしめやかなうちに終了しました。式のあと人形淨瑠璃子供保存会クラブによる演芸が行われ、ご遺族から大変喜ばれました。

昭和51年5月23日執行

## 農業委員会委員選挙

## 当選者きまる

六月二日任期満了に伴う徳地町農業委員会委員選挙が、五月十六日告示、五月二十三日投票で行われましたが、定数十三名に対し、立候補者十三名のため無投票当選となりました。

◎当選者は次の方々です

徳地町大字柚木 小畑 正弘 吾作

大字堀 紙谷 繁績

大字藤木 貞弘 実雄

大字鯖河内 田中 昭二

大字三谷 伊藤 光久

大字袖木 吉富 政

大字島地 藤原 末治

大字袖木 吉松 利一

大字船路 戸田岸 正夫

大字上村 友田 辰雄  
大字堀 清水 定  
大字岸見 山本 一美

(立候補届出順 敬称略)

以上のお公選による当選者のほか、

徳地町農業協同組合代表(常務理

事、岡崎文夫) 佐波農業共済組

合代表(理事、宮田堯友) および

学識経験者として、町議会の推せ

ん者、次の三名の方が加わり、合

計十八名で構成されることにま

りました。

(五月二十七日臨時町議会で決定)

徳地町大字八坂 山本 重政

大字堀 山本 正人

大字山畠 牛見 勤

(順序不同、敬称略)

下串一区 藤本 治登

上角一区 牛見 順人

大久保 生見頼人

牛見 順人

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上安賀地 下安賀地

大久保 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上元折 藤地

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

大久保 中畑 白谷 大野

牛見 順人 浅木 下畑

上中上角 久保庄 丸柱 東庄

上安賀地 下安賀地

農委だより

## 経営移譲年金の

支給がはじまりました

農業者年金制度が出来てから五年すぎで今年一月から経営移譲年金の支給がはじまります。

終了日の一年前の日)に自作地(自分の所有権のあるもの)と小作地(自分の権利のあるもの)とを合せて30アール以上の経営主が後継者か第三者にその經營農地をすべて譲つて農業経営から引退することをいいます。しかし、既に死んでいる者の名儀となつていて土地については共同相続財産となりいろいろ面倒な問題が生じることがありますので基準日までに経営主の名義に登記替えして下さい。農地はどう処分すればよいの

(一) 後継者に基準日に於いて所有権のある自家地を自分の後継者に全部所有權移転しなければなりません。

者がいるときは、その者)この場合の後継者が、農協、役場、会社等に勤めていても農繁期や休日などに農業に従事していれば適格な移譲の相手方とされます。

小作地については、その権利を全部他の農家に譲り渡さなければなりません（この場合地主の同意が必要となります）なお小作地については後継者移譲の場合と同じく地主に返しても經營移譲の処分がなされたものとみなされます。◎適格な經營移譲の相手方はどんな要件を必要としますか

(第三者) 基準日において所有権のある自作地全部を他の農家に耕作目的で所有権を移転するか、あるいは小

どうしたらよいのですか  
経営移譲年金をもらうためには  
農業委員会で農地法に基づく許可  
を得たらまず「裁定請求書」を農  
協を通じて農業者年金基金に提出  
し裁定を受けなければなりません。  
裁定請求書には農地法の申請書、  
許可書の写、および身分関係を明  
らかにする住民票または戸籍抄本  
等を添付しなければなりません。

の手続きをしなければなりません  
ん  
経営移譲するためには所有権の  
移転、賃借権の移転、設定、解除  
等をしなければなりません。従つ  
て農業委員会へ農地法第三条、第  
二十条の規定による許可申請書を  
提出しその許可を得なければなり  
ません。また小作地の合意約に  
ついては農地法第二十条六項の規  
定による合意解約通知書の提出を  
しなければなりません。このよう  
に農地法の許可を得なければ経営  
運営どころでござりません。

○自分の権利名義で30アール以上の農業經營者で特殊園芸等により年間七〇〇時間以上就農して



### 保険料納付済期間と年金支給額

保険料を 納付した 期 間	保険料を 納付した 額	一 年 間 の 年 金 支 給 額			
		60~64歳	65 歳 以 下		
		経営移譲 年 金	農 業 者 年 金		計
5 年	55,800 円	211,200 円	21,120 円	26,400 円	47,520 円
6	75,600	225,280	22,528	31,680	54,208
7	95,400	239,360	23,936	36,960	60,896
8	115,200	253,440	25,344	42,240	67,584
9	135,200	267,520	26,752	47,520	74,272
10	154,800	281,600	28,160	52,800	80,960
15	253,800	352,000	35,200	79,200	114,400
20	352,800	422,400	42,240	105,600	147,740
25	451,800	528,000	52,800	132,000	184,800
30	550,800	633,600	63,360	158,400	221,760

◎年金はいくらもえますか  
大正五年から大正十年までの間に生れた人が六十歳になるまでに経営移譲をしたら六十歳に達した月から六十五歳になるまでの五年間移譲年金が受けられます。ななむれ五十五歳からは年金加入者全員が自動的に農業者老今年金が支給されますが経営移譲した者には更に

◎ 今からでも農業者年金に加入できますか

六月の税金

町県民税 一期分

納期限は、六月三十日です、異  
めに納めましょう。

梅雨の季節を迎えて

うつとうしい梅雨のシーズンを迎え、大雨による被害が心配されます。『災害は忘れた頃にやってくる』とか申しますが、日頃からラジオ、テレビの気象情報に十分注意し地域の状況に適した応急対策を家族みんなで立てておきましょう。また、危険な箇所や、危険が予想される箇所に、万一異状を発見された場合は、ただちに役場または警察署に連絡して下さい。

おそろしい災害から尊い生命や財産を守るために、住民ひとりひとりが災害に対する十分な知識をもち平素から、いつ、どこで災害があつても十分に対処できるよう準備と心がけが大切です。

- ・水田に水もちが悪くなる
- ・地すべり、凹地の上方の急傾斜地すすべりの起る数日前に山崩れる
- ・地面に亀裂が生ずる
- ・井戸水、湧き水、溜池等の水が急にかかる
- ・木の根がさける

(◎) 恐ろしいがくはずれ  
・がけの傾斜度。30以上でその高さ 5m以上のがけは要注意  
・雨が止んでも2~3日あとにがけくずれが起ることが多い  
・がけ下の危険区域はがけ下からがけの高さの2倍の距離といわ



国民年金は、保険料を納めた期間が多くなるしくみになっています。例えば、六十五歳になれば支給される老齢年金の年金額は、保険料を納めた期間と免除された期間とに分けて計算されますが、免除された期間は、保険料を納めた場合の三分の一に減じられます。又免除を受けず、保険料も納めなかつた期間は、全く年金額を計算しないことになります。

**国民年金**  
だより  
**免除**より**保険料を**  
**納めた方**がおとくです

料を納めることによって、自分が受けとる年金額を多くすることができるしくみになっていますから将来のことを考え、すすんで保険料を納めるようにしましょう。

失業とか病気とかで保険料を納めることができない場合は、免除が受けられますが、免除を受けた期間は、あとから追納することができますから、過去に免除を受けたことがある人は、早めに追納して年金額が多くなるようにしておきましょう。

農業生産標準賃金表			
作業名	単位	標準賃金	摘要
一般農作業	男 1 日	4,000円	労働時間は午前8時より午後5時まで昼休みの外、午前、午後各15分休けいを含む
全 上	女 1 日	2,800	
田植作業	女 1 日	3,000	
田植(請負)	10a 当り	5,800	苗取りは含まず
田植(機械植)	10a 当り	5,000	機械持参、植直しは含まず
機械耕うん	10a 当り	11,000	機械持参、荒起しから代かきまで一式
水稻苗取	一束当り	13	

**雨の日の運転・歩行は  
慎重に・安全に!!**



## 第14回徳地町乾椎茸品評会開催

心に椎茸栽培技術の向上を図り、併せて椎茸産業の振興と山村経済の向上に寄与することを目的として五月十四日開発セントラルで町長、防府林業事務所、県椎茸農業協、町森林組合生産者等関係者多数出席のもとに徳地町乾椎茸品評会を行いました。

引き続き椎茸栽培座談会を行い有意義な会を終しました。



お医者さんにはかかる時、保険証を出しさえすれば、その時かかるべき医療費の三割だけを窓口で支払えば、あとは国保が支払ってくれる一つまり残りの七割は、皆さんのが日頃納めておられる保険税と、国の負担とでまかなわれます。

このようなことのない  
いようにしようと生  
まれたのが、健康保険です。

## 保健婦だより

家族のだれかが病気をして入院したり、思わずケガをしたりした時、もし健康保険がなかつたらどうなるでしよう。多類の医療費の負担に家庭みんなが苦しみ、生活の歓車がすっかり狂つて、貧

七〇歳以上の方（老人医療）については、七割を国保で負担し、残りの三割は、国、県、町が負担している訳です。窓口ではタダでも保険税として医療費の一部を納めているのです。

今年四月一日より、また医療費が値上げされました。ではこの値

部タダ”というまちがつた考え方をして、実になんでもないことをさえ、「それ医者だ。」とかけこむ人また逆に「保険税を納めているのだから、お医者にかかるのは損だ。」といふ安易な気持ちで、お医者さんにかかる人。

## 国民健康保険のしくみ

しくみ

上げされた分についてはどうなるかといいますと、当然、窓口で払う額も、国で負担する額も、保険税でまかなう分も増える訳です。それは結局、私達のフトコロからの出費が増えることになります。よく、『三割だけ払えばあとはタダ』お年寄りについては、『全

からだ作りに努め、少々の病気やケガに打ち勝つだけの抵抗力を養いましょう。その為には、夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とつて過労をさける。偏食をやめて、あらゆる食物をまんべんなくとる適度の運動をして体を鍛えるなど、心がけましょう。

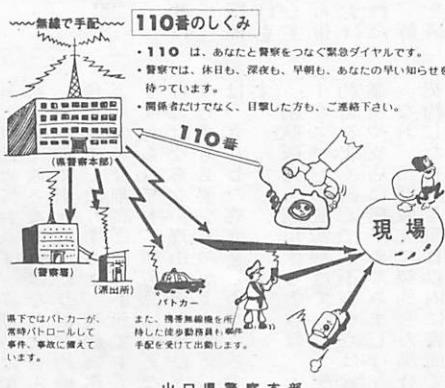
○名柄 どんこ  
審査の結果は次のとおり  
◎特賞 二三點  
こうこ 安養地 武石 郁

こうこの部 船路 澄川芙美子  
こうしんの部 船路 藤井美津枝  
どんこの部 船路 原芽生

今すぐに どんなことでも  
**110 番!!**

～早い届出が明るい町づくりの決め手です～

- なにが起きたか(ドロボー、けんか、交通事故、不審者など)
  - どこで起きたか(場所、目標となる建物など)
  - おところ、おなまえ(電話をかけられた方の)
  - かけている電話は(〇〇局 〇〇〇〇番)



(一) 昭和22年4月2日以降に生まれた者で、次の(一)、(二)に該当する者が志願できます。

(一) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

(二) 教育職員免許法による教育職員普通免許状を有する者

(三) 学校教育法による大学（短期大学を含む、以下同じ）又は教員養成機関を昭和52年3月までに卒業し、教育職員普通免許状を取得する見込の者

●志願書類の請求  
志願に必要な所定の用紙は、昭和51年5月20日から県教育厅管理課に請求して下さい。  
郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、「百円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒（たて27cm、よこ12cm以上のもの）を必ず同封して下さい。

なお、同時に2部請求する場合は40円切手一枚を割増郵便料として追加して下さい。  
詳しく述べるが、山口県教育厅管理課へおたずねください。

◎受付期間 昭和51年6月14日から  
（6月30日までの消印は有効）  
○郵送の場合、封筒の表に「志

昭和五十二年度

山口県公立学校教員

◎受付期間  
昭和51年6月14日から

老人医療費受給者証の更新手続きを

お年寄りが医療費の心配もなく健康で明るい毎日をおくるために

花の季節といえます。アジサイはユキノシタ科の灌木です。名前のアジとはあづ。集まるという意味、またサイとは真藍のこと。つまりアジサイとは藍色の花が集つて咲いているという意味です。毎年五月の末に九州、四国に上陸したアジサイ前線は七月十日ごろようやく東北地方に達します。

▼一万円  
大字堀字旭の栗屋義光さんから、ご尊父、故貫一さんの香典返しの一部として

▼二万円  
大字島地字中市の石丸康治さんから、ご母堂、故イチさんの香典返しの一部として

▼二千円  
大字八坂字下八坂中の山本智子さんから、捨得金再交付分を

▼一万元  
社会福祉のためにと寄託 子の香典返しの一部として



## 季節の話題

六月はアジサイの季節といえます。アジサイはユキノシタ科の灌木です。名前のアジとはあづ。集まるという意味、またサイとは真藍のこと。

六月はアジサイの季節といえます。アジサイはユキノシタ科の灌木です。名前のアジとはあづ。集まるという意味、またサイとは真藍のこと。



高校卒業（見込み）生の採用案内

募集種別	募集日程			待遇・その他
	受付	試験	入校（入社）	
防衛大学校学生	10月上旬 ～下旬	11月上旬 52年9月上旬	●衣・食・住・料金支給 ●年令18才～21才未満	
	10月中旬 ～11月上旬	11月下旬 52年4月上旬	〃	
一般看護補学生	8月上旬 ～9月下旬	10月上旬 52年3月下旬	●年令18才～20才未満	
	9月上旬 ～9月下旬	10月中旬 52年4月上旬	〃	
航空学生（海上・航空）	8月上旬 ～9月下旬	10月上旬 52年3月下旬	●年令18才～20才未満	
	9月上旬 ～9月下旬	10月中旬 52年4月上旬	〃	
2等陸・海・空士	3月卒業予定の高専生 10月～3月	3月卒業予定の高専生 10月～3月	●年令18才～25才未満	
	10月上旬 ～下旬	11月上旬 52年4月上旬	●年令18才～22才未満	
婦人看護学生 （2等陸・海・空士）	10月1日 ～11月下旬	12月上旬 52年3月下旬	●年令18才～25才未満	

詳記は、自南隣地方連絡部又は町役場公民館へおたすねください。

老人医療費公費負担制度があります。この制度は、医療保険において自己負担しなければならない費用を公費で負担するものです。

この老人医療費を受けることが出来る人は、七十歳以上のお年寄り、または六十五歳から六十九歳までのお年寄り老人の方です。

以上ありがとうございました。  
福社事業のため役ださせていただきます。

さんから、ご尊父、故幸熊さん

の香典返しの一部として

大字八坂字下八坂下の佐内恒

が受けとり時に無い③値上げについての相談が多くあります。

トランブルの原因は①契約機種

が受けとり時に無い③値上げを理由に途中引き取りをしつこす

すめられ仕方なく引き取つたら掛

金が高くなつた③積立てておけ

ばすきなものが買えるといわれた

が、希望商品は高すぎるので、解

約を申し出ると多額の違約金を請

求された一などがあげられます。

割賦販売法では契約書に、商品

名、型式、価格を明記しなければ

なりません。

また値上げは、物品税の変更以

りましたのでお知らせします。

（順序不同、カッコ内は旧）

▼議会事務局長 田中 等（

企画室長）▼企画室長 伊藤 敦夫（施設課長）▼施設課長

（兼務 縦貫道事務局長）池田 武彦（

縦貫道事務局長）▼施設課（土地

開発公社事務局長）藤村 佳男（企

画室同）▼島地支所長 松原 希嗣

（固定資産税係長）▼議会事務局

栗屋厚子（施設課管理係）▼企画

企画係 古川洋二（施設課工務

係 桑原 繁（施設課工務オフィス

▼固定資産税係長事務取扱 杉井 信光（税務課長）▼林務課 経営係

佐田ヒサ子（町民課住民係）▼町

民課住民係 藤村佳枝（林務課 経

営係）▼袖野支所勤務 竹村信明

（施設課工務オフィス）▼施設課工

務オフィス）岡本 茂（袖野支所）

▼教育委員会学校教育係 柳ヨシ

工（収入役室）▼収入役室 辻村

節美（教育委員会学校教育係）▼企

業課付 議会事務局事務從事

伊藤利幸（議会事務局長）▼同

吉松トミエ（議会事務局）▼同

島地支所事務從事 岸田新吉（千々

島地支所長）▼税務課徴収係 松茂（経済課畜産係）▼縦貫道

池本 寛二（税務課徴収係）▼税務

課課長）▼教育委員会社会教育係

（企画室）▼施設課管理係 田坂昌

（企画室調査広報係）▼企画室

調査広報係 三家本節子（町民課

オフィス）▼施設課工務

係 池本 寛二（税務課徴収係）▼税

務課課長）▼水津孝志（教育委員

会社会教育係）▼税務課固定資產

外には認めておらず、満期時に契約価格で渡さなければなりません。

満期前に引き取つたり、契約機種を変更したりすると、契約価格

よりも必要なものかよく考えてはっきりした態度をしめすこと

です。

割賦販売を利用するときは、セ

ーリスマンの説明だけでなく、契

約書をよく読んで、不審な点は営

業所や支店に確かめてみましょう

なお、訪問販売で契約した場合

契約した日から四日以内に書面で

通知すれば、無条件で解約できる

ことになつています。

（消費生活センター）

生活メモ

割賦販売に

ご注意

## たばこは

### 町内で買いましょう

たばこ20本で約16円（1本当たり84銭）が町の収入になります。  
50年度たばこ消費税収入 17,277,740円



## 町職員異動

六月一日付職員の異動があ

りましたのでお知らせします。

（順序不同、カッコ内は旧）

▼議会事務局長 田中 等（

企画室長）▼企画室長 伊藤

敦夫（施設課長）▼施設課長

（兼務 縦貫道事務局長）池田

武彦（

縦貫道事務局長）▼施設課（土地

開発公社事務局長）藤村 佳男（企

画室同）▼島地支所長 松原 希嗣

（固定資産税係長）▼議会事務局

栗屋厚子（施設課管理係）▼企

業課付 議会事務局事務從事

伊藤利幸（議会事務局長）▼同

吉松トミエ（議会事務局）▼同

島地支所事務從事 岸田新吉（千々

島地支所長）▼税務課徴収係 松茂（経済課畜産係）▼縦貫道

池本 寛二（税務課徴収係）▼税

務課課長）▼教育委員会社会教育係

（企画室）▼施設課管理係 田坂昌

（企画室調査広報係）▼企画室

調査広報係 三家本節子（町民課

オフィス）▼施設課工務

係 池本 寛二（税務課徴収係）▼税

務課課長）▼水津孝志（教育委員

会社会教育係）▼税務課固定資產

外には認めておらず、満期時に契約価格で渡さなければなりません。

満期前に引き取つたり、契約機種を変更したりすると、契約価格

よりも必要なものかよく考えてはっきりした態度をしめすこと

です。

割賦販売を利用するときは、セ

ーリスマンの説明だけでなく、契

約書をよく読んで、不審な点は営

業所や支店に確かめてみましょう

なお、訪問販売で契約した場合

契約した日から四日以内に書面で

通知すれば、無条件で解約できる

ことになつています。

（消費生活センター）